



愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年11月24日水曜日 第2221号

◇ 目 次 ◇ 告 示

県統計調査の実施.....	891
新たな土地改良事業の施行の認可（4件）.....	891
道路の供用開始（県道壬生川丹原線）.....	892
土地改良区役員の就退任の届出.....	892
道路の区域変更（県道鳥井喜木津線）.....	892
道路の供用開始（県道鳥井喜木津線）.....	892

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	893
----------------------------	-----

告 示

○愛媛県告示第1317号

愛媛県産業廃棄物実態等調査を次のとおり実施するので、愛媛県統計調査条例（平成20年愛媛県条例第68号）第3条第2項の規定により告示する。

平成22年11月24日

愛媛県知事 加戸守行

1 調査の目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の5の規定に基づく廃棄物処理計画策定の基礎資料とするため、県内における産業廃棄物の発生、処理状況等を調査し、その現状分析及将来予測を行うとともに、廃棄物等に関する意識調査及び資源循環促進税に関する調査を実施することを目的とする。

2 調査対象の範囲

(1) 事業所

平成18年事業所・企業統計調査等データから、地域、業種等別に全数または無作為抽出。

(2) 産業廃棄物処理業者

愛媛県、松山市の許可を受けている産業廃棄物中間処理業者及び最終処分業者を全数抽出。

3 報告を求める事項

(1) 県内の事業所

- ①産業廃棄物の発生量に関すること
- ②産業廃棄物の発生抑制、減量化・リサイクルへの取組みに関すること
- ③資源循環促進税導入後の影響等に関すること など

(2) 県内の産業廃棄物処理業者

- ①資源循環促進税導入後の影響等に関すること など

4 報告を求める事項の基準となる期日又は期間

平成21年度1年間の実績、平成22年11月26日から同年12月22日までの間の任意の1日

5 報告を求める者

2で抽出した事業所等

6 報告を求めるために用いる方法

委託業者の郵送配布及び郵送回収によるアンケート調査

7 報告を求める期間

平成22年11月26日（金）から同年12月22日（水）

○愛媛県告示第1318号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、四国中央市土居町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・東畑野地区）の施行を平成22年11月15日認可した。

平成22年11月24日

愛媛県東予地方局長 佐伯隆志

○愛媛県告示第1319号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、四国中央市土居町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・下北野地区）の施行を平成22年11月15日認可した。

平成22年11月24日

愛媛県東予地方局長 佐伯隆志

○愛媛県告示第1320号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、四国中央市土居町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・道の下地区）の施行を平成22年11月15日認可した。

平成22年11月24日

愛媛県東予地方局長 佐伯隆志

○愛媛県告示第1321号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、四国中央市土居町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・尾山地区）の施行を平成22年11月15日認可した。

平成22年11月24日

愛媛県東予地方局長 佐伯隆志

○愛媛県告示第1322号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年11月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	壬生川丹原線	西条市北条1651番2地先から 同市周布332番7地先まで	平成22年11月24日

○愛媛県告示第1323号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、城辺町緑僧都土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成22年11月24日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	増 本 利 安	南宇和郡愛南町緑乙1290
"	青 木 昌 訓	南宇和郡愛南町緑乙3160
"	埜 下 裕 之	南宇和郡愛南町緑乙1554
"	宮 本 俊 三	南宇和郡愛南町緑甲832
"	増 田 章	南宇和郡愛南町緑甲1568
"	石 川 八九喜	南宇和郡愛南町緑丙256
"	岡 元 完 六	南宇和郡愛南町僧都36

"	石 川 芳 洋	南宇和郡愛南町柏2033
監 事	西 本 政 夫	南宇和郡愛南町緑乙1198
"	斗 薊 下 優	南宇和郡愛南町緑乙1693
"	岩 村 逸 夫	南宇和郡愛南町緑甲201

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	増 本 利 安	南宇和郡愛南町緑乙1290
"	松 川 吉 一	南宇和郡愛南町緑乙1558
"	平 田 繁 雄	南宇和郡愛南町緑乙3680
"	広 岡 豊	南宇和郡愛南町緑甲782
"	久 徳 彰	南宇和郡愛南町緑甲1848
"	石 川 八九喜	南宇和郡愛南町緑丙256
"	岡 元 完 六	南宇和郡愛南町僧都36
監 事	西 本 政 夫	南宇和郡愛南町緑乙1198
"	斗 薊 下 優	南宇和郡愛南町緑乙1693
"	岩 村 逸 夫	南宇和郡愛南町緑甲201

○愛媛県告示第1324号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年11月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町明神333番地先から 同町明神308番地先まで	旧	メートル 12.5~20.2	キロメートル 0.042	
		西宇和郡伊方町明神333番地先から 同町明神308番地5まで	新	18.7~24.5	0.042	

○愛媛県告示第1325号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年11月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町明神333番地先から 同町明神308番地5まで	平成22年11月24日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年11月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成22年11月12日	特定非営利活動法人 ネセサリーフォー	田 所 浩 厚	松山市馬木町2408番地	この法人は、障害者及び障害者福祉に関わる者並びに地域社会に対して、障害者の社会参加及び社会の障害者理解を促進するための支援活動を以って障害者の福祉の向上と地域社会に寄与することを目的とする。